

一般社団法人日本公認心理師協会 日本公認心理師学会規程

2020年9月18日理事会議決
2021年3月20日理事会改定議決

第1章 総則

(設置根拠)

第1条 本学会は、一般社団法人日本公認心理師協会（以下「本協会」という。）定款第48条に基づき設置する。

(名称)

第2条 本学会は、日本公認心理師学会と称する。

2 本学会の英語による表記は「The Japan Society of Certified Public Psychologists」と称し、略称を「JSCPP」とする。

(事務局)

第3条 本学会は、事務局を本協会内に置き、その事務は原則として本協会事務局が担う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本学会は、定款第4条に基づき、公認心理師の実践活動等に関する学術研究の振興に努め、必要な事業を行うとともに、会員の資質向上と相互交流を図り、もって人々の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本学会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 学会誌の発行
- (3) 国際交流
- (4) その他本学会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員)

第6条 本学会の会員は、定款第5条に定める正会員及び準会員（以下「会員」という。）をもって構成する。

- 2 会員は、学術集会に参加することができ、演題に応募することができる。
- 3 会員は、学術集会における演題発表を含む論文等を学会誌に投稿することができる。

(入会)

第7条 本学会に入会を希望する者は、本協会に入会しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、定款第10条により本協会の会員資格を喪失したときは、その資格を喪失する。

第4章 役員

(役員)

第9条 本学会に、次の役員を置く。

- (1) 学会長 1名
- (2) 運営委員長 1名
- (3) 運営副委員長 2名

(職務)

第10条 学会長は、本協会会長をもってあて、本学会を代表し、その業務を統括する。

- 2 運営委員長は、本協会理事（ただし、会長は除く）であり、かつ、理事の互選によって選任された者をもってあて、本学会の業務を執行する。
- 3 運営副委員長は、本協会会員（ただし、会長及び運営委員長は除く）であり、かつ、理事会による推薦によって選任された者をもってあて、運営委員長を補佐する。

(任期)

第11条 役員の任期は、本協会の役員の任期と同じとする。ただし、再任を妨げない。

第5章 学術集会

(学術集会)

第12条 本学会は、毎年1回、学術集会を開催する。

- 2 学術集会は、本協会が主催し、開催地となる都道府県職能団体（以下「開催地団体」という。）の協力等を得て開催するか、または、本協会と開催地団体の共催として開催する。ただし、いずれの場合も、経理関連事務については本協会が所掌する。
- 3 学術集会の名称は、「第（開催回数）回 日本公認心理師学会学術集会」とする。

(学術集会実行委員長)

第13条 学術集会には、学術集会実行委員長を置く。

- 2 学術集会実行委員長は、開催地団体の会長（以下「開催地会長」という。）又は開催地会長の指名により学会長が委嘱した者をもってあてる。

(学術集会実行委員会)

第14条 学術集会実行委員長は、学術集会実行委員会（以下「実行委員会」という。）を組織し、運営委員長及び運営副委員長との連携のもと、当該学術集会の企画、運営等を行う。

- 2 実行委員会は、本学会会員、開催地団体の会員及び次回開催地団体会員等で構成することとする。

(演題応募資格)

第15条 演題応募は、原則として本学会の会員又は開催地団体の会員に限る。

- 2 本学会及び開催地団体の非会員のうち、本学会への入会資格のない者は、本学会の会員又は開催地団体の会員との共同により演題応募ができるものとする。
- 3 演題の筆頭発表者は、本学会の会員又は開催地団体の会員でなくてはならない。

第6章 学会誌

(発行)

第16条 本学会は、論文集積等のために学会誌を発行する。

2 学会誌の発行者は、本協会とする。

(編集委員会)

第17条 学会誌の編集は、本学会の編集委員会が行う。

(編集委員会の構成)

第18条 編集委員会には、委員長1名、副編集委員長2名、常任編集委員数名、編集委員20名以内を置く。

2 編集委員長は、常任理事会の中から互選によって選ばれ、理事会の承認を受ける。

3 副編集委員長は、理事会の中から互選によって選ばれ、理事会の承認を受ける。

4 常任編集委員及び編集委員は、本学会の会員の中から、編集委員会の推挙のもと、常任理事会の承認を受ける。

(任期)

第19条 編集委員会の構成員の任期は、本協会の役員の任期と同じとする。ただし、再任を妨げない。

(掲載論文等)

第20条 学会誌への論文の投稿等に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 補則

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

(細則)

第22条 この規程に定めるもののほか、本学会に関して必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附則

1 この規程は、2020年9月18日より施行する。

2 この規程は、2021年3月20日より施行する。